

公 告 第 3 0 1 号

平成 2 0 年 2 月 2 8 日
日本旅行健康保険組合
理事長 安富 徹

組 合 規 約 の 一 部 変 更 に つ い て

平成 2 0 年 4 月 から、新たな高齢者医療制度が施行されるにあたり、現在の「拠出金」が「納付金」と名目変更されるのに伴い、規約第 4 8 条（予備費の費途）予備費をあてることのできる費途のうち、（ 4 ）拠出金を、（ 4 ）納付金と変更することとなり、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行することとなったので、健康保険法施行令第 3 条の 2 の規定により公告いたします。

記

1 . (予 備 費 の 費 途)

第 4 8 条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

のうち、

（ 4 ）拠出金を、（ 4 ）納付金
に改める。

付 則 この規約変更は、平成 2 0 年 4 月 1 日より施行する。

以上

